

旅行条件書

企画手配旅行

1. 企画手配旅行契約

「企画手配旅行」(以下単に「契約」といいます)とは、フレンドリートラベル(以下「当社」といいます)が旅行者の依頼により、旅行に関する企画を作成し、旅行者が当該旅行に関する企画に従った旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 企画料金・手配料金

当社は、旅行の企画、手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)の他、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

| 区 分 | | 料 金 |
|------|----|------------|
| 企画料金 | 国内 | 旅行費用の16%以内 |
| | 海外 | 旅行費用の17%以内 |
| 手配料金 | 国内 | 旅行費用の20%以内 |
| | 海外 | 旅行費用の20%以内 |

3. 契約の申込・契約の成立

- 契約を申し込みとする旅行者は別表面申込書に記入の上、所定の申込金とともに当社に提出していただきます。
- 契約は当社が契約の締結を承諾し、全号の申込金を受領した時に成立します。
- 当社は書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約成立の時期は契約書面に記載します。
- 前号の申込金は旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4. 企画書面の揭示と企画内容の承諾

- 当社は契約書面に記載された日までに申込書に記載された旅行者の依頼内容に沿って旅行を企画し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の額、りょく代金に含まれない旅行に必要な費用その他の旅行条件を記載した企画書面を交付します。
- 旅行者が企画書面に記載した日までに、企画内容について承諾または不承諾の通知をしなければなりません。旅行者から承諾または不承諾の通知がなかった場合は、当社は旅行者に一定の期間内に承諾・不承諾の通知をすよう求めます。
- 前号の一定の期間内に旅行者からその通知がない場合は、当社は当該企画は不承諾となったものとみなします。
- 不承諾の通知があった場合または前号により不承諾とみなされた場合、旅行者は別表面の「旅行代金の見積書」欄に記載された企画料金を支払う必要はありません。

5. 手配不能の場合の代替企画書面の交付

- 企画書面に記載した運送・宿泊機関等が満席・満員等の理由で手配不可能となった場合、または不承諾の通知があった場合は、当社は代替の企画書面を作成して交付します。
- 旅行者が代替企画書面を承諾した場合は、当社が当該代替企画書面に従って手配します。この場合に旅行費用の変更があった場合には、旅行代金を変更します。
- 旅行者が前号の代替企画書面を承諾しない場合は、旅行者は企画手配旅行契約を解除することができます。この場合、当社はすでに収受した旅行代金を払い戻します。

6. 旅行代金とその支払時期

- 旅行代金(旅行費用並びに当社の企画料金および手配料金をいいます。)の額は企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発前の企画書面に記載された日までにお支払いください。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金から改定された場合は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算して遡って15日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合旅行者は旅行開始前に取消料を支払うことなく企画手配旅行を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は前項の場合及び旅行内容が変更された場合を除き旅行代金を変更することはありません。

7. 契約の変更

- 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合は旅行代金を変更することがあります。
- 企画書面承諾後、旅行者からの契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料を支払わなければなりません。

| 区 分 | | 料 金 |
|-------------------------|----|---------------------------|
| 変更手数料 | 国内 | 1機関につき 500円 |
| | 海外 | 運送・宿泊機関等 1機関につき 3,000円 |
| 視察先変更 1機関につき 20,000円 | | |

- 前項により、手配旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金の増額または減額は、旅行者に帰属するものとします。

8. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ企画手配旅行契約については、以下により取り扱うものとします。

- 当社は、旅行者が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の企画手配旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該手配旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 当社は、申込金の支払いを受けることなく企画手配旅行契約の申込を受けることがあります。この場合、企画手配旅行契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載します。

- 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らかの責任を負うものではありません。

- 企画手配旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知または名簿を当社に提出しなければなりません。

- 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

- 当社は、契約責任者から求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けただうえて、添乗サービスを提供することがあります。添乗員サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は原則として8時から20時までとします。

| 添乗サービス料 | 国内 | 1人1日につき | 20,000円 |
|---------|----|---------|---------|
| | 海外 | 1人1日につき | 30,000円 |

9. 旅行契約の解除

旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

| 区 分 | | 取 消 料 |
|--|---|---------------------|
| 国内 | イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) | 企画料金に相当する金額 |
| | ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日(日帰り旅行にあっては十日)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。) | 旅行費用の20%以内 |
| | ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。) | 旅行費用の30%以内 |
| | ニ 旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行費用の40%以内 |
| | ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。) | 旅行費用の50%以内 |
| | へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行費用の100%以内 |
| 貸切船舶を利用する企画旅行契約 | | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 |
| 海外 | 一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。) | |
| | イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) | 企画料金に相当する金額 |
| | ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の20%以内 |
| | ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の50%以内 |
| | ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 |
| | 二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 | |
| | イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) | 企画料金に相当する金額 |
| | ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の20%以内 |
| | ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の50%以内 |
| | ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の80%以内 |
| ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 | |
| 三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | |

旅行者が当該所定の期日までに旅行代金を支払わない時は、当該期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとみなします。

10. 当社の責任

- 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意または過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

- 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

11. 特別補償

当社は、特別補償規程に基づき、企画手配旅行参加中に旅行者の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。なお、携帯品の損害については補償の対象とはなっていません。

12. 規約準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業務約款(手配旅行の部)に定めるところによります。